

危機管理及びコンプライアンスにおける本質は「正しいことをしよう」にあり／東洋ゴム免震積層ゴム品質不正事件 株主代表訴訟地裁判決について

危機管理ニュースレター

2024年4月30日号

執筆者:

[木目田 裕](#)

h.kimeda@nishimura.com

[宮本 聡](#)

s.miyamoto@nishimura.com

[梅澤 周平](#)

s.umezawa@nishimura.com

[平尾 寛](#)

k.hirao@nishimura.com

[西田 朝輝](#)

a.nishida@nishimura.com

[澤井 雅登](#)

ma.sawai@nishimura.com

目次

- I 危機管理及びコンプライアンスにおける本質は「正しいことをしよう」にあり／木目田 裕
- II 東洋ゴム免震積層ゴム品質不正事件 株主代表訴訟地裁判決について／平尾 寛
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

I 危機管理及びコンプライアンスにおける本質は「正しいことをしよう」にあり

執筆者: 木目田 裕

1. 危機管理やコンプライアンスで大切なことは何か

企業や報道機関の方等から「危機管理やコンプライアンスで大切なことは何か」と質問されることがあります。

危機管理の観点からは、真摯な謝罪と説明責任、徹底した事実調査、これに基づく原因分析・再発防止体制・責任追及、被害者救済を含む是正措置、ステークホルダーとの対話、トータルな見通し、想像力などが大切になります。

コンプライアンスや不祥事予防のガバナンスの観点からは、経営者の率先垂範、牽制・チェックの仕組みの整備、その仕組みの不断の検証、単純素朴なメッセージの反復、不正や正当化を生まない組織風土・組織文化、外部の新しい目、心理的安全性の確保などが大切になります。

これらの諸点是对応すべき項目・課題であり、具体的な案件や状況によって力点や方法論は変わってきます¹。

他方、危機管理であれ、コンプライアンスであれ、いかなる案件の、いかなる状況においても、常に立ち返っていくべき本質や行動の指針とすべきことは何でしょうか。

私は、それは「正しいことをしよう」にあると思っています。

¹ なお、これらの点に関する各論ないし具体的な私見等は、本稿末尾の座談会、インタビュー記事、ニュースレター等をご参照ください。

もちろん、何が正しいかは人によって違うこともありますから、厳密に表現するならば、自分が「正しい『と信じる』ことをしよう」となります。

私自身も、いつも迷ったら「正しいことをしよう」と考えて仕事をしてきました。また、依頼者はもとより、チームとして一緒に仕事をする仲間である当事務所の若手弁護士たちにも、必要な時には、そのようにアドバイスしています。

2. 危機管理における「正しいことをしよう」

この「正しい(と信じる)ことをしよう」というのは、以前、ある企業不祥事に直面した企業の取締役会で、元企業経営者の社外役員が仰っていたことです。

その取締役会では、対応方針をめぐり、賛否両論で議論がなかなかまとまらない。「メリット・デメリットを考えれば、A案の方がよい」、「いやB案だ」、「B案ではマスコミの批判に立っていられなくなる」といった具合に議論が繰り返される。みんな、迷うし、恐れもする。そのときに、ある社外役員が「こういうときは、自分が正しいと思うことをしようよ」と言ったわけで、それで全ての役員の気持ちが一つに固まったわけです。

私自身も、当時、まだ30歳代だったと思いますが、この場に参加していて、弁護士として、「こういうときは、自分が正しいと思うことをしようよ」という一言に強い感銘を受け、以来、判断に迷うときには、常に、ここに立ち返るようにしてきました。

危機管理では、既に企業に不祥事が発生して厳しく批判されている状況下で、企業経営者は様々な対応について判断を下していく必要があります。危機管理を企業にアドバイスする弁護士にも同じことが当てはまります。

誰が見ても明白な対応策などそう多くはなく、複数の選択肢があって、それぞれにメリットもあればデメリットもある、あるいは、どの選択肢をとっても批判を免れない、という状況は珍しくありません。

そのような中でも企業経営者は、恐れずに決断を下していかなければなりません。

その場合に指針となるのは、「正しい(と信じる)ことをする」です。

不祥事を公表するかどうか、いつ何を公表するか、大恩ある先輩である社長らを解任するか、告訴告発するか、提訴するかなどの判断において、メリット・デメリットの分析等は重要な考慮事項ではありますが、それだけで判断できるわけでも、また、判断すべきでもなく、最後は、「何が正しいことなのか」という観点で決断していかなければなりません。

3. 第三者委員会その他の調査委員会における「正しいことをしよう」

「正しいことをする」との行動指針は、弁護士が、第三者委員会その他の調査委員会の委員長や委員、事務局を務めるときなどにも当てはまります。調査結果について、報道機関や識者等からの批判や、逆に企業側(特に責任が問われる役員など)からの批判など、両面からの批判があり得ます。私などは、これまで、複数の大きな企業不祥事でこの両面からの批判を経験してきました。

しかし、事実認定にせよ、原因分析や責任の所在といった評価にせよ、調査委員会が、自らに対する批判を気にして、認定や評価を歪めるのは間違っています。調査委員会が、報道機関等からの自己に対する批判を気にして、世間受けを良くしようと迎合して、例えば責任のない企業経営者にも責任があるとするようなことは間違っており、他方、企業側からの自己に対する批判を気にして、例えば、今後のその企業からの仕事欲しさに判断に手心を加えるのも間違っています。

弁護士がこうした調査委員会の仕事をするときに大切なのは、報道機関等からの批判であろうと、企業側からの批判であろうと、どちらの方向であれ、そのようなものは一切気にしないで、法と証拠に基づいて、自分が正しいと思う事実認定や評価を行っていくべきです。批判を恐れずに、自分が「正しい(と信じる)ことをしよう」ということです。それこそが第三者委員会を含む調査委員会が果たすべき役割です。

なお、ここで必ず述べておかなければいけないことがあります。それは、「正しいことをしよう」という姿勢が独善に陥ってはならない、ということです。独善になると、お手盛り調査報告書(企業や経営陣等に甘い判断)や、その逆に調査委員会を務める弁護士の売名(調査報告書や記者会見で、過剰に会社や経営陣を非難するなどして、世間受けを目指す対応)に劣化してしまいます。

その意味で、第三者委員会格付け委員会の評価や、新聞・テレビ等における識者の批判は非常に有意義です。健全な批判の可能性という緊張関係が常にあるからこそ²、批判を恐れずに「正しいことする」ことが真に生きてくるわけです。外部の批判と、内面の倫理観との両者からの規律が働くことによって、第三者委員会その他の調査委員会の事実認定や評価の適正が確保されると思います。

4. 記者会見における「正しいことをしよう」

「正しいことをしよう」は、企業不祥事の記者会見でも当てはまります。

企業不祥事の記者会見は、ときには怒号がとびかうことも珍しくはなく、不祥事を起こした企業である以上は、厳しく非難されるのは当たり前です。ここで大切なことは、批判や非難をされても、謝罪と説明の姿勢を一貫させることであり、かつ、ぶれないことです。

私も、企業不祥事において、企業側の説明補助者として、あるいは調査委員会の委員長や委員として、最近10年以上は、ほぼ毎年のようにいずれかの企業の記者会見に出席して自ら答弁してきました。

だから、記者会見出席者(記者会見に出席して自ら答弁する者を言います。以下同じ。)が、記者会見で厳しい質問を受けたり非難されたりすると、回答に自信を持ってなくなって逃げようとしたり、迎合してマスコミ受けの良いような答えをしたくなる心理も、経験的に理解できます。

また、記者会見でいかに真摯に謝罪や説明をしようとも、記者が「欲しい答え」を言わなければ、いつまでも同じ質問が繰り返されたり、追及や批判が続くという事態も珍しくありません。ときには長時間の追及で失言を引き出そうという狙いではないかとすら思うこともあり、いかながなものかと思いますが、ともあれ、不祥事を起こして社会的に非難されている状況下での記者会見ですから、企業としては厳しく非難されて当然だと覚悟を決める必要があります。どれほど真摯に謝罪や説明をしようとも、「記者会見での説明が足りない」、「記者会見の失敗だ」などの非難を受けることも、いつものことであって、珍しいことでもありません³。

ここで記者会見に臨む者として大切になることは、自分の責任は「真摯な謝罪と説明」であるということに常に思い返し、どれほど非難されようと、誠実に説明し続けることです。ぶれたり迎合などするべきではあ

² もちろん、誹謗中傷や個人攻撃などは、まともに相手にする必要はありません。

³ 危機管理広報を看板にする業者が記者会見の成功や失敗等を喧伝して売り込みする例がありますが、被害者の心中や企業責任の観点が必要です。また、実際の記者会見の内容を見た上でコメントすることも必要です。将来の不祥事に備えた記者会見の練習などもあるようですが、大切なことは真摯な謝罪と説明であり、事実関係や原因、責任の所在等といった「中身(サブスタンス)」です。それを、下手でもよく、どんなに非難されてもよいから、誠実にステークホルダーに伝えていくことです。頭の下げ方や答弁技術等にはあまり意味があるとは思われず、かえって「記者会見を上手くこなして穏便に済ませたい」ということでは、真摯な謝罪と説明の姿勢に反すると思います。

りません。記者会見で厳しく批判されるのは当たり前です。そのためには、記者会見出席者は、記者会見の席上で、「正しいことをする」という信念を持ち続け、常に「正しいことは、(記者だけでなく)全てのステークホルダーに対する真摯な謝罪と説明である。非難や批判を正面から受け止めて、誠実にありのままの事実や認識を説明することが正しいことだ⁴」という姿勢で臨むことが重要です。

5. コンプライアンスや不祥事予防のガバナンスにおける「正しいことをしよう」

コンプライアンスの観点においても、「正しいことをしよう」は、役職員の根本的な行動指針だと思います。

コンプライアンスの基本的な仕組みは、大雑把に言えば、①社内規程による行動規範の明示と事前チェック・牽制、②研修を通じた社内規程の浸透とコンプライアンス教育、③内部監査・内部通報等による事後チェックですが、こうした仕組みだけでは不祥事は防止できません。コンプライアンスに注力してきた日本を代表する企業でも大きな企業不祥事が起きています。分厚い社内規程、多重の決裁、頻繁な研修によって「コンプラ疲れ」になっても意味がありません。法令や社内規程で禁止されていなければ何をしてもよい、というわけでもありません。だから、仕組みの整備だけでなく、これに加えて、企業不祥事を起こさない組織風土・組織文化を構築して、企業の隅々まで浸透させることも大切です。

こうした組織風土・組織文化の構築・浸透の方策は、企業や企業経営者の考え方によって様々です。例えば、「顧客目線で顧客のためを考える」という企業の原点に立ち返るように呼びかけていく、「問題が生じたことでは責めないから、とにかく隠さないでくれ」を絶えず繰り返す、あるいは、インテグリティ(誠実さ)を役職員行動指針に掲げる著名企業もあります。これらは一例ですが、どれも詰まるところは、「正しいことをしよう」になるのではないかと、思います。それが、メッセージ性の観点もあれば、役職員の腹落ちという観点、その時々之最優先すべきコンプライアンス上の課題といった観点などから、様々な表現方法になっているのでしょう。

全ての役職員が「正しいことをしよう」と考え、それを実践していれば、通常は企業不祥事は起きませんし、何か問題があっても早期の認知・対応が可能になります。もちろん、人間は弱い存在ですから、間違ふことや迷ふこともあり、仕組みとしてのコンプライアンスの必要性は変わりませんが、それでも役職員の全て(あるいは多く)が「正しいことをしよう」を常に意識し続けていれば、かなりの程度、企業不祥事は防止できるのではないのでしょうか。

【関連する拙稿等】

- ・ 佐伯仁志 = 川出敏裕 = 木目田裕 = 山口利昭「座談会 企業不祥事の現状と展望」(ジュリスト 1498号(2016年10月)14、17頁)
- ・ 「『単純素朴な正義感』と『人助け』」と題する当職のインタビュー記事(法学教室 430号(2016年7月))
- ・ 「不祥事対応のエキスパート弁護士が語る危機管理の要諦」と題する当職のインタビュー記事(中央公論 1680号第137巻第11号(2023年11月号))
- ・ 拙稿「不祥事を防ぐ組織風土追求を」2017年10月4日付け日本経済新聞・朝刊
- ・ 拙稿「企業不祥事の防止—機会の防止の重要性」当事務所・危機管理ニューズレター([2022年11月30日号](#))

⁴ もちろん、関係者のプライバシーや技術上・営業上の秘密など、記者会見で言うべきでないことは言わない、それも「正しいことをしよう」の一つです。

- ・ 拙稿「企業不祥事を防ぐガバナンス—経営陣の視点から—」同(2023年1月31日号)
- ・ 拙稿「近時の企業不祥事とコンプライアンスについて(その1)」同(2023年8月31日号)

以上

II 東洋ゴム免震積層ゴム品質不正事件 株主代表訴訟地裁判決について

執筆者: 平尾 寛

1 はじめに

令和6年1月26日、大阪地裁において、いわゆる東洋ゴム(現「TOYO TIRE」)免震積層ゴム品質不正事件に係る株主代表訴訟の判決が行われました。取締役の任務懈怠責任が認められ、判決当時広く報道されましたが、最近、裁判所のホームページで判決全文が公開されました⁵。

今後、法律雑誌等で詳細な解説がなされるものと思われませんが、品質不正が発覚した企業の役員として何をすべきか、また、当局への報告や对外公表についてどのようなスタンスで臨むべきか、示唆に富む判決であると思われることから、判決のエッセンスを紹介したいと思います。

2 東洋ゴム免震積層ゴム品質不正事件の概要

免震積層ゴムは、建築基準法上、指定建築材料として大臣認定を取得する必要があるため、そのためには、大臣評価基準と呼ばれる技術的基準に適合しなければなりません。東洋ゴムないしその子会社である東洋ゴム化工品は、技術的根拠のない補正係数を基に大臣認定を取得し、また、技術的根拠のない補正係数を用いて性能検査の結果を改変し、大臣評価基準に達しない免震積層ゴムを出荷していました。

免震積層ゴムは、従前、東洋ゴムのダイバーテック事業本部化工品ビジネスユニットで開発・製造されていましたが、平成25年1月に新たに設立された東洋ゴム化工品(以下、単に「子会社」といいます。)に移管されました。子会社に移管されたとはいえ、子会社社長は東洋ゴムの従業員が兼務しており、判決では、子会社の役員は、東洋ゴムの事業本部長及びビジネスユニット長の指揮命令系統下にあったと認定されています。

判決が認定した事実によれば、品質不正事件の事案の概要は以下のとおりです(関係者の略称は、裁判所ホームページの記載に倣っています。)

まず、免震積層ゴムの開発担当者Iは、平成12年12月から平成24年2月までの間、繰り返し、技術的根拠のない補正係数を基に免震積層ゴムの大臣認定を取得していました。

また、担当者Iは、平成12年11月から平成24年12月までの間、免震積層ゴムの出荷時の性能検査において、技術的根拠のない補正係数を用いた上で、測定値が大臣評価基準に適合している旨社内報告し、基準不適合の免震積層ゴムを出荷させていました。平成25年1月から、免震積層ゴムの事業は子会社に移管されましたが、子会社の担当者Jも、Iからの引き継ぎを受け、平成25年1月から同様の不正を行っていました。

問題となった免震積層ゴムの試験は、載荷試験と呼ばれる試験です。載荷試験は、荷重を加えた状態で免

⁵ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/843/092843_hanrei.pdf

震積層ゴムを振動させ、それによる免震積層ゴムの変位量を計測することによって行われます。東洋ゴムでは、最大 0.5Hz の振動を加えられる 2 メガニュートン機(小型サンプル用)と最大 0.015Hz の振動を加えられる 26 メガニュートン機(実物大サンプル用)を用いて載荷試験を実施していました。載荷試験では、両機による測定結果を踏まえて補正係数を定め、実物を 0.015Hz で振動させた際のデータに補正係数を当てはめ、実物大サンプルを 0.5Hz で振動させた場合の測定値を算出することとされていました。これは、技術的根拠のある補正ですが、担当者らは、技術的な根拠のない補正係数を用いて、測定値が大臣評価基準に適合すると偽っていました。

加えて、26 メガニュートン機は 10 年以上校正を実施していなかったという問題も抱えていました。

本件は、担当者 I からの引き継ぎ内容に疑問を覚えた J が上司に相談し発覚しました。

3 不正発覚後の対応状況

不正発覚後の経緯は、やや複雑な事実経過をたどっています。詳細は判決文を参照していただきたいところですが、ポイントとなる事実関係を紹介します。

平成 26 年 5 月から 6 月にかけて、東洋ゴムの取締役ダイバーテック事業本部長 B(被告 B)は、子会社社長らから、補正係数の技術的根拠が妥当でなく、現在の製品の多くは大臣評価基準を充足しないこと、及び、26 メガニュートン機は 10 年以上校正されていないことなどについて報告を受けました(なお、被告 B は、26 メガニュートン機の校正を指示しましたが、校正完了には平成 26 年 11 月までかかるとの報告を受けています。)。また、品質保証担当の取締役 C(被告 C)は、当時の東洋ゴムの代表取締役社長 E(判決時は死去)の指示で、平成 26 年 7 月から対応チームに加わることになりました。

平成 26 年 8 月 13 日、東洋ゴムで開催された会議において、取締役らに対して、免震積層ゴムの問題に関する問題が報告されますが、次期代表取締役社長に就任予定だった代表取締役専務執行役員 A(被告 A)及びコンプライアンス担当取締役 D(被告 D)は、この時に問題の存在を初めて知りました。そして、被告 A の指示で、ゴム製品に詳しい H が対応チームに加わることになりました(もっとも、判決では、H は自動車ゴム製品が専門であり、免震積層ゴムの技術的知見を有していなかったと認定されています。)

平成 26 年 8 月から 9 月にかけて、被告 B を中心として対応策の検討が進められましたが、被告 B らは、大臣認定取得時には試験時に製品に加える振動数の基準を明示していないことから、会社が定める任意の振動数を前提に基準適合性を判断すれば良いと考え、また、0.015Hz の振動数を基準とすると試験結果が設計値に近づくことを知り、当該振動数を前提に大臣評価基準を満たすか確認することとしました。しかし、一部の製品については依然として大臣評価基準を満たすことはありませんでした(なお、後に、0.015Hz ではなく、0.5Hz の振動数を前提として検討するべきであったことが判明しています。)

これらの状況を踏まえ、平成 26 年 9 月 12 日、被告 B らは、外部の法律事務所を訪問し、対応について相談しましたが、弁護士からは、製品を出荷停止するとともに国土交通省に問題を報告するようアドバイスされました。

そして、弁護士のアドバイスも踏まえ、平成 26 年 9 月 16 日午前中、被告 B、被告 C、被告 D 及び被告 A(途中参加)らが参加した会議において、製品の出荷停止と国土交通省への報告が決定されました。

しかし、その後、事態は急展開します。

同日午後、H から被告 B 及び被告 C に対して、2 メガニュートン機と 26 メガニュートン機の機差を考慮すると、出荷予定の製品は大臣評価基準に適合するとの報告がなされ、一転、製品出荷を実施することが決定されます。なお、H の報告の場に被告 A 及び被告 D はおらず、会議後に事後報告を受け、出荷方針に反対していません。

この決定を受け、平成 26 年 9 月 19 日、免震積層ゴムが出荷されるに至りました。しかし、平成 26 年 10 月 23 日、H が被告 A、被告 B、被告 C 及び被告 D に対して、平成 26 年 9 月 16 日に H が報告した前提に立ったとしても、依然として大臣評価基準未達の製品が発生する旨報告しました。H は、被告 B を含めた事業部門の総意として、社内特例として出荷済みの製品のリコールはしないことを提案しましたが、被告 A、被告 C 及び被告 D はそれに反対し、引き続き調査検討を継続することとなりました。

その後、東洋ゴムでは、技術的な検討を継続しましたが、首尾良く進まず、平成 27 年 1 月には製品の出荷停止を判断するに至っています。この間の検討状況につき、判決文では、リコールは不要との立場をとり、その後も、不適合品を少なくするための技術的検証等を行っていたとの認定がなされています。

なお、被告 A、被告 B 及び被告 C は、ゴムに関する技術的な知見・経験は有していたものの、いずれも免震積層ゴムの開発経験は有していませんでした。また、被告 D は文系出身者であり、そもそも技術的な素養を有していなかったと認定されています。

4 原告の請求原因

原告の請求原因は大きく 2 つに分かれます。

一つは、被告らが、平成 26 年 9 月 19 日に予定されていた出荷の停止を判断すべき善管注意義務等を負っていたにもかかわらず、それを怠り、交換費用等合計 3 億円の損害を会社に与えたというものです。

もう一つは、被告らが、平成 26 年 9 月以降、問題を国土交通省に報告するとともに一般に公表するとの判断をすべき善管注意義務を負っていたにもかかわらず、それを怠り、信用毀損による損害及び社外調査チーム設置費用に係る損害として約 3 億円の損害を会社に与えたというものです。

5 裁判所の判断(出荷停止義務について)

(1) 判断基準

出荷停止をする義務に違反したと言えるか否かについて裁判所が示した判断基準は以下のとおりです。

まず、裁判所は、製品出荷の是非判断は、本来経営判断に属する事項であるとしています。もっとも、裁判所は、法令等の基準に違反する製品出荷は許されず、取締役は出荷を停止する必要があると判断しています。いわゆる経営判断の原則は、法令違反行為には適用がないとの解釈に基づく判断であるといえます。

本件では、客観的には大臣評価基準に適合しない免震積層ゴムが出荷されるに至りましたが、裁判所は、出荷を決定した平成 26 年 9 月 16 日の時点においては、被告らは、H の報告内容に基づいて、製品が大臣評価基準を満たすと認識した上で製品を出荷したと認定しました。そこで問題となるのは、大臣評価基準を満たすと誤って認識した点について義務違反が認められるのではないかという点ですが、裁判所は、事後的に基準違反が判明したとしても、直ちに善管注意義務違反が成立するわけではないとしつつ、取締役の地位や担当職務等を踏まえ、基準に違反しないという当時の認識・評価に至る過程が合理的であるかを検討するとの判断基準を示しています。

そして、合理性を判断するに当たって、特段の事情のない限り、各種業務を分担する部下等を信頼して良いとしつつ(いわゆる信頼の原則)、安全性に関わる問題については、部下等からの報告等を信頼することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があるか否かについて、より慎重に検討することが求められると判示しました。製品の安全性に関わる問題が存在する場合、人の生命身体に危害が及ぶおそれもあり、事故が発生

した場合に企業が被る損害も多大なものになりかねませんので、安全性に関わる問題については、より慎重な検討が必要であるとする裁判所の判断は、妥当なものであると考えられます。

(2) あてはめ

裁判所は、被告 B 及び被告 C については、平成 26 年 9 月 16 日に製品出荷の判断をしたことにつき、善管注意義務違反が成立すると判断しました。その理由は、概ね以下のとおりです。

- 被告 B は免震積層ゴム事業を統括する立場にあり、被告 C は品質保証の責任者として基準に適合しない製品出荷を止める立場にあった。
- 補正值に技術的根拠がないことや 26 メガニュートン機の校正が行われていないこと、0.015Hz の振動を前提としても基準不適合品が出ることを認識しており、弁護士の助言も踏まえ、平成 26 年 9 月 16 日午前には出荷停止を決定していた。
- H から、2 メガニュートン機と 26 メガニュートン機の機差を考慮すると、出荷予定の製品は大臣評価基準に適合するとの報告がなされ、製品出荷が決定されたが、そもそも H は自動車ゴム製品の専門家であり、免震積層ゴムの技術的知見を有していなかった上、26 メガニュートン機は 10 年以上校正されておらず、その基本性能は不明と言わざるを得ず、H が言う機差に基づく補正が正当なものと言えるのか、技術系の知見を有する被告 B 及び被告 C は疑問を感じることはできたはずである。
- 免震積層ゴムは安全に関わる製品であり、より慎重に出荷の当否を判断するべきである。本件については、H からの報告等を信頼することに躊躇を覚えさせるような特段の事情があったというべきである。

証拠関係を直接見ていないため断定はできませんが、「H が言う機差に基づく補正が正当なものと言えるのか、技術系の知見を有する被告 B 及び被告 C は疑問を感じることはできたはず」との裁判所の立論は、H が、免震積層ゴム特有の技術的知見は有していなかったとはいえ、ゴム製品に関する高い技術的知見を有していたと推測されることを踏まえると、被告 B 及び被告 C にとってやや酷な判断であるようにも思われます(また、製品を滞りなく出荷するということが、企業にとってのもう一つの「正義」であることを踏まえると、被告 B 及び被告 C が、大臣評価基準に達しない製品は出荷しないとの方針を堅持しつつ、基準を満たすことを技術的に説明する可能性を模索していたこと自体は、非難されるべきことではないと思われます。)。もっとも、このような一見厳しいように見える裁判所の判断には、免震積層ゴムが建物の安全性に直結する製品であるという事実が大きく影響していると考えられます。

他方、裁判所は、被告 A 及び被告 D については、善管注意義務違反は成立しないと判断しました。まず、被告 A について善管注意義務違反が成立しないと判断した理由は、概ね以下のとおりです。

- 免震積層ゴムの基準適合性の確保や品質管理を行う立場になかった。
- 本件の問題については、断片的に報告を受けており、問題点等を十分に認識していたと言えるか疑問が残る。
- 平成 26 年 9 月 16 日午後の会議には出席しておらず、事後報告を受けただけであり、H の報告を直接聞いていない。そのような中、被告 B や被告 C、H の判断を信頼することには一定の合理性が

ある。

被告 D について善管注意義務違反が成立しないと判断した理由は、概ね以下のとおりです。

- 免震積層ゴムの基準適合性の確保や品質管理を行う立場になかった。
- 平成 26 年 9 月 16 日午後の会議には出席しておらず、事後報告を受けただけである。文系出身であり、技術的専門知識を有しておらず、H の報告に疑義を感じることができたかは疑問がある。そのような中、被告 B や被告 C、H の判断を信頼することには一定の合理性がある。

6. 裁判所の判断(報告・公表義務について)

(1) 判断基準

国土交通省への報告及び一般公表をする義務に違反したと言えるか否かについて裁判所が示した判断基準は以下のとおりです。

裁判所は、まず、免震積層ゴムは、大臣認定によって品質や性能等について一定の基準が定められ、この基準に適合していることを前提に販売されているほか、建物の耐震性の維持に直結する機能を有し、安全性に関わるものであるから、取締役は、出荷済みの製品が基準不適合である場合には、可及的速やかに国土交通省に報告するとともに、一般向けに事実を公表することが求められると判示しました。

建築基準法や大臣認定、大臣評価基準を所管する国土交通省に対して速やかな報告をする必要があることは論を待たないと思われませんが、何故、一般公表が必要とされるのかについては、判決は十分な説明をしていないように思われます。

一般公表とは、すなわち個別の消費者に対して問題を公表することを意味しますが、消費者に対する事実公表が求められるのは、それにより消費者が損害を被ることを回避することが可能となるからであると考えられます(もちろん、適時開示事由に該当すれば開示が求められるのは別論です。)。そうであれば、品質問題が発生した場合にすべからず一般公表が求められるということにはならないように思われます。たとえば、B to B 製品であれば、消費者向けに事実公表をせずとも、直接の顧客である企業に問題を報告し、当該顧客企業において消費者に与える影響等を検証した上で一般公表も含めた対応を取るとすることも十分に考えられます(消費者に届けられる最終製品の性能に影響が及ばないのであれば、消費者に対して敢えて公表しないという判断もあり得ると思われます。)。本件でも、免震積層ゴムが用いられた建物のディベロッパーや建設会社に問題を報告し、これらの企業において、建物に与える影響も勘案の上、消費者対応を検討するというのも合理的な対応と言える可能性があります。

本件では、そもそもディベロッパーや建設会社に対する報告もなされていないため、裁判所も敢えて触れなかったものと思われませんが、消費者に及ぶ危害を防止するための方策は、一般公表のみに限られるわけではない点には留意が必要だと思われます。

品質問題が発生した場合、往々にして迷うのは、問題の原因や対策が固まる前に当局への報告や公表を行うと、逆に混乱を招くのではないかという点です。この点につき、裁判所は、基準違反の内容、影響、改修の可否等が不明なまま報告・公表すると混乱を招くおそれがあると一定の理解を示していますが、同時に、だからといって長期にわたって報告・公表をしないことは通常は相当ではないと判断しています。そして、基準違反の内容や影響の程度によっては、調査の途中においても速やかに何らかの報告・公表をすべき場合もあるとしています。

(2) あてはめ

裁判所は、平成 26 年 9 月 16 日頃及び同年 10 月 23 日時点の二つの場面に分けて、報告・公表義務の有無について検討をしています。

まず、平成 26 年 9 月 16 日頃についてですが、裁判所は、大臣評価基準に適合すると H の報告は疑義を感じさせるものであったとはいえ、他方で、大臣評価基準に違反することが明らかとなっていた状況ではなく、引き続き調査が必要な状況であったとして、被告 B 及び被告 C には善管注意義務違反が成立しないと判断しました(被告 A 及び被告 D については、そもそも大臣評価基準に適合すると信頼することが合理的であったとして責任を否定しています。)

他方、平成 26 年 10 月 23 日時点については、逆の判断がなされています。

裁判所は、被告 A、被告 B、被告 C 及び被告 D は、この段階で、大臣評価基準への適合性を支える最後の根拠である H の報告を前提としても、基準に適合しない免震積層ゴムがあることを認識したと認定しています。そして、問題製品は既に相当数の建物で使用されていたこと、建物の改修方法等を示して報告・公表するには今しばらく時間を要する状態であり、これを待ってはいいつ報告・公表できるか全く明らかでない状況にあったことを踏まえ、被告らは、速やかに問題を報告・公表する義務があったにも関わらず、それを怠ったと認定しています。

なお、被告らは、「問題製品の範囲や原因を特定し、交換対応等の方針体制を整えた上で報告・公表すべきであり、平成 26 年 10 月 23 日に報告・公表をする判断を行う義務があったとはいえない」との主張をしていましたが、裁判所は、被告 B は、リコールは不要との立場をとり、その後も、不適合品を少なくするための技術的検証等を行っており、交換・補修が行われる見込みがあったのかさえ疑義があり、被告らの主張をもって、報告・公表義務を否定することはできないと判断しています。仮に、東洋ゴムにおいて、国土交通省への報告等を具体的に見据えた技術的検証等が行われていたと認定された場合には、結論は異なり得たのではないかと思われます。

7 おわりに

本判決は、あくまで個別具体的な事案に即した判断がなされたものであり、判決内容を安易に一般化することは避ける必要がありますが、いわゆる品質不正が発覚した際に企業として取るべき対応につき、示唆を与えるものと言えます。

本判決が指摘するように、品質不正の内容が安全性に関わるものであるか否かは、企業の判断を大きく左右する要素と言うべきです。安全性に問題のある製品を出荷することは絶対に避けなければならず、疑義が生じている状況においては、安全性に問題がないか慎重に判断する必要があると言えます。また、当局や一般公表の文脈においても、迅速な当局への報告が求められやすいと言えますし、製品の使われ方、その他の状況によっては、いち早い一般公表が求められる場合もあると思われます。

上記でも述べたとおり、品質問題が発生した場合にすべからず一般公表が求められるということにはならないと考えられます。もっとも、肝要なのは、製品のユーザー(消費者を含む)に損害が発生したり、損害が拡大するのを防ぐためにどのような措置をとるべきかという観点を忘れないことであり、その観点から一般公表が必要と判断された場合には、躊躇なく一般公表を行う判断が求められると思われます。これは、「顧客に誠意を持って向き合う」というビジネスの基本であるといえ、非常時であるからこそ、この基本に忠実に従

う必要があると言えます。

以上

Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、梅澤 周平、澤井 雅登

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2024年3月21日】

警察庁、「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に関する検討会報告書」を公表

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/what-we-do/csmeeting.html>

警察庁は、2024年3月21日、「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に関する検討会報告書」を公表しました。本報告書は、クレジットカードの不正利用やインターネットバンキングに係る不正送金等の被害が増加し続けていることを踏まえ、サービス利用者が意識しなくとも被害に遭わないための環境整備(利用者への注意喚起、事業者等における DMARC⁶の導入促進、フィッシングサイトの閉鎖促進等。)や、警察における対処能力向上を推進する必要があると指摘しています。

【2024年3月27日】

消費者庁、「企業不祥事における内部通報制度の実効性に関する調査・分析」の結果を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/assets/research_240326_0002.pdf

消費者庁は、2024年3月27日、「企業不祥事における内部通報制度の実効性に関する調査・分析」の結果を公表しました。

本調査は、企業が公表した不祥事に関する調査報告書を対象に、内部通報制度の実効的な運用を阻害する要因を整理・分析し、不正の早期発見・是正することを目的に行われたものです。主な指摘事項は、以下のとおりです。

- 規範意識の鈍麻
問題行為が従前から繰り返されていたことや、法令に違反するとの確信のなさにより、その行為を問題視しない又は正当化する独自の規範意識が形成された。
- 内部通報窓口の問題
グループ子会社が親会社に通報する手段や海外子会社の従業員が日本語以外で親会社に通報する手段がなかったことなど、窓口の利用者の制限の問題や、上司への報告が内部通報の前提条件であると誤解さ

⁶ DMARC(Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance)とは、メールに表示された送信元のドメインが、そのドメインから送信されたメールであるかどうかを確認する認証技術のことです。

れるような形で制度が周知されていた事例がある。

- 制度に対する認識の欠如
従業員が制度の存在を認識していなかったと述べる事例や、制度の対象はパワハラ等の労働問題であり、問題となった不祥事は対象外であると誤解していたと述べる事例がある。
- 内部通報を妨げる心理的要因
従業員において、①通報者として特定され、不利益を被る懸念や、②不正行為に関与している者などが内部通報対応に従事しており、実効的な調査が行われない懸念がある。
- 内部通報後の不適切な対応
内部通報があったにもかかわらず、報告を受けた者の思い込み(バイアス)や調査担当者の権限・能力不足、大事になることを避ける目的から、適切な対応が取られなかった事例がある。

【2024年4月11日】

警察庁、「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」を公表

<https://www.npa.go.jp/news/release/2024/20240404001.html>

警察庁は、2024年4月11日、「令和5年における生活経済事犯の検挙状況等について」を公表し、2023年における生活経済事犯(消費者取引の安全・安心を阻害する事犯、知的財産権侵害事犯、国民の健康や環境等に対する事犯)の検挙状況を公表しました。

2023年中の生活経済事犯の検挙事件数は8,598事件であり、前年より197事件(2.2%)減少し、検挙人員は9,838人と、前年より410人(4.0%)減少しましたが、過去10年間の検挙状況を比較すると、検挙事件数や検挙人員はおおむね横ばいとなっております。

また、知的財産権侵害事犯のうち、営業秘密侵害事犯の検挙事件数は近年増加傾向にあり、2023年においては、2013年以降で過去最多となった2022年(29事件)に次ぐ26事件が検挙されました。また、営業秘密侵害事犯の相談件数も近年増加傾向にあり、2023年においては、2014年以降で過去最多の78件の相談が寄せられました。

営業秘密侵害事犯については、企業の営業秘密への意識の高まりや社会情勢の変化に伴う人材の流動化等の影響により、検挙事件数や相談受理件数が増加傾向にあることや、大手企業が関係する事犯や営業秘密が海外に流出した可能性のある事犯が発生していることが指摘されています。警察庁は、このような状況を踏まえ、営業秘密侵害事犯への対応に中心的な役割を担うべく各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官を中心に、関係部門とも連携しつつ、捜査員に対する教養や積極的な取締り等を推進するほか、関係企業・団体への啓発活動にも取り組んでいくことが指摘されています。

【2024年4月15日】

消費者庁、「公益通報者保護法に基づく是正指導の件数について」を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/private/assets/private_240415_0001.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact/assets/contact_240412_0001.pdf

消費者庁は、2024年4月15日、公益通報者保護法第15条に基づく是正指導(助言、指導及び勧告)及び消費者庁が設置している公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談の件数を公表しました。本公表によれ

ば、2022年度は0件、2023年度は24件の是正指導があり、また、2022年度は3174件、2023年度は3738件の上記相談ダイヤルへの相談があったとされており、いずれも増加傾向にあります。

【2024年4月16日】

法務省、「商業登記規則等の一部を改正する省令」を公布

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html

法務省は、2024年4月16日、商業登記規則等の一部を改正する省令を公布しました。本改正は、株式会社の代表取締役等の住所を、申出により、登記事項証明書等において一部開示しないこととする措置を講ずることができることなどをその内容とするものです⁷。本改正は、2024年10月1日から施行されます。

【2024年4月16日】

総務省、「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」、「eシールに係る指針(第2版)」等を公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00203.html

総務省は、2024年4月16日、「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」、「eシールに係る指針(第2版)」等を公表しました。本報告書等では、eシール⁸及び関連する組織等に関する説明がなされているほか、eシールを生成する組織を認定する制度の創設・在り方について紹介されています。

今後、上記最終とりまとめ等を踏まえ、eシールに係る認定制度が導入される予定です。

【2024年4月17日】

財務省、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」を策定

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.html

財務省は、2024年4月17日、FATF第5次対日相互審査も見据え、国内マネロン等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、政策会議を開催し、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」を策定しました。

本行動計画においては、「法人等の悪用防止」の一環として、2026年度末までに、①「法人の実質的支配者情報に関する制度整備に向けた検討を推進しながら、株式会社が自らの実質的支配者情報を特定するため、株主である他の株式会社の実質的支配者リストを活用する方策を検討し、所要の措置を講じること」、②「実質的支配者リスト制度の実効性を高めるため、引き続きその積極的な活用を政府として推進するとともに、金融機関等による直接の確認等の検討を含む制度の利便性向上や商業登記制度との連携による実質的支配者リスト制度の活用場面の確保にも取り組み、所要の措置を講じること」、③「当局による特定事業者が保持する実質的支配者情報への効率的なアクセスを確保する仕組みを検討し、導入すること」などが掲げられています。

⁷ 詳細は、[本ニューズレター2024年1月31日号](#)(「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集を開始)をご参照ください。

⁸ eシールとは、電磁的記録に記録された情報(電子データ)に付与された又は論理的に関連付けられた電子データであって、①当該情報の出所又は起源を示すためのものであること、②当該情報について改変が行われていないかどうか確認することができるものであることという要件を満たすものをいうとされています。

【2024年4月17日】

政府、課徴金の引上げ、アプリ配信の独占の事前禁止等を内容とする新法案の提出を予定

2024年4月17日付け日本経済新聞朝刊

2024年4月17日付け日本経済新聞朝刊によれば、アプリストアの独占行為の事前禁止、これに違反した企業には売上高の20%の課徴金の納付を命じることを内容とする新法(スマホソフトウェア競争促進法)が今国会に提出される予定とのことです。新法の規制対象となるのは、一定規模以上のスマホOS等の事業者であり、法案公布後、半年を目処に対象となる事業者を定めるとのことです。

【2024年4月18日】

不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令等が公布等

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_240418_09.pdf

不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_240418_10.pdf

2023年5月17日、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」といいます。)について、確約手続を導入等する改正法が公布されました⁹。これを受け、2024年4月18日、確約手続の具体的な手続等を定めた、「不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令」等が公布等されました。

【2024年4月24日】

経済産業省、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240424004/20240424004.html>

経済産業省は、2024年4月24日、国際的な安全保障環境の変化等を踏まえ、安全保障貿易管理のあり方について、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会による「中間報告」を公表しました。

本中間報告は、従来の輸出管理の枠組みが大きな転換期を迎えており、リスト規制の対象となる軍事転用の可能性が特に高い機微な品目以外の品目についても、新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現に向けた取組を進めるべきとして、

- 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応した補完的輸出規制の見直し
- 技術管理の重要性が高まる中、外為法の仕組み(事前報告の義務付け等)を活用した技術管理強化のための官民対話スキームの構築
- 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携
- 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

⁹ 改正景表法の詳細については、[本ニュースレター2023年3月31日号](#)(「景品表示法改正案、閣議決定」)をご参照ください。

などの提言をしております。

以 上

4月号ニュースレター 編集後記

[危機管理ニュースレター2024年3月22日号](#)「誹謗中傷等に対する対策について」において、「誹謗中傷問題に取り組んでいる識者の方(実名記載の了解を頂戴していないので、匿名にしています。)」と書かせて頂いた方は、NPO 法人ビリオンビーの森山史海氏です。ご本人の了解を頂戴したので、ご紹介させていただきます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com